

# より効果のある日本の非行少年への処遇の検討

井上 絢翔

- 1 はじめに
- 2 日本で行われている処遇とその効果の検討
- 3 諸外国における処遇(社会奉仕活動)
- 4 まとめ

## 1 はじめに

私が非行少年の処遇について関心を持ったきっかけは、YouTube で少年犯罪に関する動画を視聴したことである。視聴していた動画のコメント欄で「罪を犯した少年が社会のどこかで普通に暮らしていると思うと怖い」というコメントを見つけた。矯正教育を受けて、更生したとはいっても再び罪を犯すのではないかとといった考えからこのコメントがされたのではないかと考えた。そこで、凶悪犯罪をした少年に限らず罪を犯してしまった少年が更生をして社会復帰できるような援助、再び罪を犯さないような支援や教育といった処遇にはどのようなものがあるのかということが気になり非行少年の処遇について興味を持った。

少年による刑法犯の検挙人員は年々減少傾向にある。令和3年版犯罪白書の少年による刑法犯の検挙人員は令和2年で2万2552人であった。同じように成人の刑法犯検挙人員も減少傾向にあるため少年の刑法犯に限らず社会全体で刑法犯による検挙人員は減少しているといえそうである。しかし、刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員は令和元年においては34.0%、令和2年では34.7%と推移しており、<sup>1</sup>検挙された少年において再非行によって検挙された少年の割合は増加している。このことから現在では検挙人員が減少しているにも関わらず再非行少年率は増加しているため、注目するべき点であると考えた。

ここで少年が再び罪を犯してしまう原因として貧困や親からの虐待といった家庭内の問題や交友関係などのような少年自身と周りの環境の問題など様々な要因が考えられるが、その中の一つとして処遇も挙げられると思う。処遇の効果が小さいからこそ少年が再び非行をしてしまうことも考えられるからである。そのため、日本における非行少年への処遇とりわけ保護処分の効果を探るとともに、諸外国で実施されている特徴的な処遇を採り上げ、それを日本でも実施できるかについて考えることで非行少年への処遇のこれからについて考えてみたい。

---

<sup>1</sup> 令和3年版 犯罪白書 第3編/第1章/第1節/1

<https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/images/full/h3-1-1-1.jpg> (2023年1月3日閲覧)

## 2 日本で行われている処遇とその効果の検討

まず、現在の日本で行われている処遇についてみていきたいと思う。現在の日本では非行少年に対する処遇に警察、検察庁、家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、少年刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所など多くの機関が関わっており、その上で、保護処分又は検察官送致又は知事又は児童相談所長送致若しくは不処分、審判不開始(教育的働きかけ)といった処分がされる。特に今回はこれら処分の中から非行少年の多くがされる処分である保護処分について考えていきたいと思う。保護処分には保護観察と児童自立支援施設等送致、少年院送致がありそれぞれ実施されている。保護観察処分とは、「保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、指導監督並びに補導援護を行うことにより実施するものとする。」と更生保護法 49 条に規定されており、社会内処遇として施設に拘禁することなく日常生活の中で更生するように働きかける処分である。児童自立支援施設等送致とは、閉鎖的である少年院とは異なり開放施設として不良行為のある子どもや家庭環境に問題を抱えている子ども、虐待をされている子どもなどを入所させ指導、養護をするとともに退所した子どもの自立援助を行うことを目的としたものである。<sup>2</sup>少年院送致とは、特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とされた少年院に送致され矯正教育を受ける処分であり、最も強力な保護処分である。<sup>3</sup>

令和 3 年版犯罪白書による非行少年処遇の概要によると 1 万 2,806 人が保護処分となっており少年院入院者が 1,624 人、児童自立支援施設送致が 87 人、保護観察処分が 1 万 733 人という内訳になっている。<sup>4</sup>平成 26 年から令和 2 年の保護観察処分、少年院入院者数、児童自立支援施設等の送致をみるといずれも年々減少の傾向にあり、非行少年の人数が減少していることがわかることと同時に保護観察処分、少年院送致、児童自立支援施設等送致の順で多く処分がされていることがわかる。

次にこれら処分の効果について検討していきたいと思う。平成 23 年版犯罪白書による再非行・再犯に及んだ要因についての認識の図によると、処分を軽く考えていたと回答した非行少年は保護観察処分の少年が 30%、少年院送致の少年が約 20%という結果になっている。やはり、少年院は最も強力な処分だけあって保護観察処分の方が非行少年にとっては軽い処分であるという認識だということが分かった。<sup>5</sup>しかし、該当者全体において非行少年と若年犯罪者を比較した場合、非行少年は処分が軽いと認識している割合は約

---

<sup>2</sup> 廣瀬健二『少年法』(成文堂、2021年)158頁

<sup>3</sup> 廣瀬健二『少年法』(成文堂、2021年)309頁

<sup>4</sup> 令和 3 年版 犯罪白書 第 3 編/第 2 章/第 1 節

[〈https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68\\_2\\_3\\_2\\_1\\_0.html〉](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_3_2_1_0.html) (2023年1月3日閲覧)

<sup>5</sup> 平成 23 年版 犯罪白書 第 7 編/第 4 章/第 3 節/5

[〈https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/58/nfm/n\\_58\\_2\\_7\\_4\\_3\\_5.html〉](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/58/nfm/n_58_2_7_4_3_5.html) (2023年1月3日閲覧)

27%であるのに対して若年犯罪者は約 50%である。このことから、若年犯罪者と比較すると非行少年は処分について軽く考えている割合が少ないことが分かる。さらに、非行少年において再非行に及んだ要因について割合が高かった認識として「非行や犯罪をする仲間との関係が続いたこと」と「学業や仕事が続けられないこと・仕事が見つからないこと」の方が再非行の要因として認識している割合が多い。このグラフから保護観察処分及び少年院送致といった保護処分の重さ自体が非行少年の再非行に直接影響を与えるとは言えないのではないかと考える。また、処分の重さについての意識については、非行少年は保護観察及び少年院送致について軽い処分であると意識している割合よりも処分の重さが適当であるや処分は重いと思う割合が多く、処分後には立ち直ろうと努力した非行少年が全体の半分以上の割合で存在する。<sup>6</sup>

このことから、現在実施されている保護処分の重さは適当なものであり、効果のあるものだといえると思う。そこで、非行少年の認識として再非行には交友関係や将来性といったことが関係している。さらには、処分後に立ち直ろうと努力をした非行少年がいることから支援や援助といった面について力を入れる必要があると考えられる。

### 3 諸外国における処遇(社会内処遇)

続いて、外国で実施されている特徴的な処遇をとり上げ、それを日本でも実施できるかについて検討していきたいと思う。ここでは、諸外国の多くで取り入れられている処遇の一つである社会奉仕命令をとり上げ検討していく。

社会奉仕命令とは一定期間、無報酬で奉仕作業を行うものである。奉仕作業の内容として、老人の介護や地域の海岸や路上の清掃など様々なプログラムが用意されている。この社会奉仕命令を実施している国としては、アメリカのニューヨーク州やイギリス、フランス、ドイツ、韓国などが挙げられる。日本でも、更生保護法第 51 条 2 項 6 号に「善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うことを定めることが出来る」と規定されており社会活動として社会奉仕をすることが保護観察の処遇の一つとして平成 27 年 7 月から導入されている。また、家庭裁判所調査官は、調査の過程で保護的措置をすることで少年の内省を深めさせる働きをするがその中の一部にも社会奉仕活動が含まれている。内容としては社会奉仕命令と同じように老人施設や障害者施設の清掃や介護、公共の場の清掃活動が用意されている。この社会貢献活動は特別遵守事項であるため、全ての非行少年に対して義務付けられているものではなく、任意に参加をすることも可能である。特別遵守事項として義務となった場合は 5 回の参加が義務付けられており、1 回の参加で約 2 時間から 5 時間行われている。

諸外国で実施されている社会奉仕活動は日本と同様、福祉施設での作業をはじめ公共に

---

<sup>6</sup> 平成 23 年版 犯罪白書 第 7 編/第 4 章/第 3 節/3

[https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/58/nfm/n\\_58\\_2\\_7\\_4\\_3\\_3.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/58/nfm/n_58_2_7_4_3_3.html) (2023 年 1 月 3 日閲覧)

役立つ労務を提供することや非営利機関での労働などが行われている。特に諸外国では社会奉仕活動は高い位置づけにあるといえると考えられる。韓国やフランスでは社会奉仕命令付き執行猶予や公益労働付き執行猶予があり、韓国では社会奉仕命令という名目で 500 時間以内の社会奉仕が義務付けられ、フランスでは裁判所が 20 時間から 280 時間の間で公益奉仕労働を付すことができる。<sup>7</sup>社会奉仕に設けられている時間の長さや執行猶予と社会奉仕とが密接に関連していることから諸外国では社会奉仕活動は重要視されているのではないかと考えた。社会奉仕活動を通してプログラム実施者自身の更生はもちろん、社会のためになる働きをしているという感覚を肌身で感じることができ、そのような経験をすることができるのは社会奉仕活動の魅力であると考えられる。さらに、非行少年には他者から認められたことがない少年なども一定数存在する。この活動を通して直接感謝されたり、役に立っていることを感じ取ることができたりすれば非行少年の更生にさらに寄与するのではないかと思う。加えて、社会奉仕活動の内容の幅を広げることで、多岐にわたる作業を経験できるようになれば非行少年にとって再非行を認識となっている仕事が続けられない・仕事が見つからないといったことを解消する手助けになるのではないかと考える。

そのため、諸外国で実施されている社会内処遇の一つである社会奉仕活動を日本の非行少年に対する処遇としてさらに積極的に導入し、実施をすることで社会復帰や健全育成といったことに関して効果的であると考えられる。

日本で、より積極的に社会奉仕命令を実施するためには、民間企業やボランティア団体の協力が不可欠であると考えられる。そこで、民間企業やボランティア団体に社会奉仕活動を経験させてもらえるよう協力を要請することはもちろん、幅広い体験ができるようにジャンルを固定化させず幅広い業種、ジャンルの団体に協力を求めることが必要であると考えられる。諸外国に比べ、まだ日本はボランティアなど無償で働くような活動に積極的に取り組む人が少ないように感じる。そこで、社会全体を通して多くの人々がボランティアに簡単に参加できるようなシステムや活動の内容を知ることができるような広告ができれば、日本全体としてボランティアが盛んに行われるようになると考える。

## 4 まとめ

以上のことから、現在の日本における非行少年に対する処遇は効果があり、適した処遇が行われているといえることができると考えられる。現行の少年法手続きや保護処分は良好に機能しているということになる。しかし、いくら効果的であり、良好に機能していることがいえても全ての非行少年にとって最適な処遇や支援、援助をすることは難しいと思う。そこで、国による非行少年への処遇に限らず、民間などによる処遇や支援などが充実することで少年にとって社会復帰がよりしやすくなり、更生の手助けになると考えた。

---

<sup>7</sup> 法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会第3分科会第1回会議配布資料1 諸外国の制度概要 1-6

<https://www.moj.go.jp/content/001236859.pdf> (2023年1月3日閲覧)